

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年2月21日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

- 1 監査対象部課等 教育委員会
事務局及び本庁管内における教育機関及び附属機関等
- 2 監 査 期 間 平成29年11月28日から平成30年2月21日まで
- 3 監査対象範囲 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成29年10月31日現在)
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成29年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、
事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙の
とおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

1 平成26年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項		
	項 目	内 容	
学校教育課	基本的 事 項	文書収発簿において、文書の処理経過が記載されていないものが見受けられたので、漏れなく記載すること。	

2 平成26年度の定期監査において、監査結果報告に添える意見として適正な事務処理を求めたにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項		
	項 目	内 容	
学校教育課	学校 徴 収 金	<p>学校徴収金は保護者が負担する私費であり、その会計は地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める「公費会計」にあたらず、その内容、使途の適法性について監査の対象とならないが、石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程（平成18年教育委員会訓令第12号。以下「規程」という。）により、学校徴収金の責任者は校長とし、教育委員会が助言又は指導する権限を有している事実に着目して、その範囲において監査（一般事務としての行政監査）を実施したところ、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>給食費会計においては、本来、毎年度末に児童・生徒の卒業等に当たり、精算・返還を行い残高がゼロとなり繰越金が発生することがないにもかかわらず、残高が存在している学校があったため調査したところ、平成26年度及び平成27年度において、保護者への未還付が原因であることが判明した。</p> <p>学校徴収金の取扱いについては、前回（平成26年度）の定期監査において、「監査結果報告に添える意見」の中で規程の改正や学校徴収金等に対する教育委員会としてのかかわり方について見直しを行うよう意見したところである。</p> <p>当該意見を受け、教育委員会は全小・中学校に対し平</p>	

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>成25年度、26年度の会計事務の再チェックを指示するとともに、規程の改正も行い「事故が発生するおそれがある」と認めた時点で校長は教育長に検査の結果を報告しなければならないとした。</p> <p>しかしながら、今回の事案は平成26年度から発生しており、人事異動による事務職員等の不十分な事務引継ぎ、規程の理解不足及び事態の認識不足により事案発生から調査処理するまで問題が先送りされていたことは誠に残念でならない。</p> <p>今後、同様の事案が発生することのないよう各校長に対し改めて自ら果たすべき役割を十分認識させ、規程に則した事務を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>また、市内全ての小・中学校に対し学校徴収金を含む学校事務の指導を毎年度実施しているにもかかわらず、今回の事案が発生したことを重く受け止め、事務指導の内容をより実効性のあるものに見直しするなどし、積極的に学校と協力し、公費に準じた適正な会計処理の実現に努めるよう強く望むものである。</p>